

お住まいの修繕・改修に

# 融資あっせんのご案内

墨田区  
住宅修築資金  
融資あっせん制度

ご自宅の修繕等を行う資金が不足する方に、区から区内の信用金庫へ融資のあっせんをします。区による利子の一部及び保証料の補助があります。

## 利率

特別低利

★年 **2.0%**

## 区の補助

★ **利子補助（最大 2.0%）**  
★ **しんきん保証基金の保証料の全額**

## 融資の対象となる住宅

融資あっせんの種類により異なります。

- 1 区内に所在するもの
- 2 申込人が現に自ら居住している、又は修築後、同居する親族が現に居住しているもの

## 融資の申込みができる方

- 1 申込人や修築後同居する親族が区内に引き続き1年以上居住していること
- 2 前年の所得額が1,200万円以下であること
- 3 住民税を滞納していないこと
- 4 申込み時の年齢が20歳以上であること
- 5 融資を受けた資金の償還及びその利子の支払について、十分な能力を有すること
- 6 一般社団法人しんきん保証基金と保証委託契約を結ぶこと

## 融資あっせんの種類

区分	対象	利子補助 6
一般	住宅の安全性、耐久性又は居住性を高めるための修築等を行う場合	なし
特別	高年齢者（1） 障害者（2）	全額 （7）
道路交通騒音防止	道路に面している住宅の静穏な生活環境を確保するため、住宅部分の開口部、内壁、空気調整機等の改良工事又は取り付け工事を行う場合	半額
防災対策	耐震対策のために公道等に面したブロック塀の改造工事を行う場合（3） 耐震診断の結果に基づき作成した耐震改修計画により改修工事を行う場合	全額
アスベスト対策	アスベストの含有が確認された施工箇所（4）について、吹付けアスベストの除却及び復旧又は囲い込み等の修繕工事（5）を行う場合	

- 1 65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳（1～4級）又は愛の手帳（1～4度）をお持ちの方
- 3 建築士等の資格を有する者による調査の結果、工事が必要であると判定された場合に限りです。
- 4 住宅に併設された作業場、店舗、倉庫、車庫等についても対象となる場合があります。
- 5 工事終了後、申込人が任意で行うアスベストに関する検査費用を含みます。
- 6 利子補助については、月々の返済を確認後、年3回（6月、10月、2月）各4か月分をまとめて補助します。
- 7 令和2年10月1日から令和3年3月31日受付分

## 問い合わせ

墨田区都市計画部住宅課（墨田区役所9階） 03-5608-6215（直通）

融資内容等の詳細は裏面へ

融資の内容

融資限度額	500万円(工事に係る金額の範囲)
融資利率	年利 2.0%
融資期間	300万円まで: 7年以内 300万円を超えて500万円まで: 10年以内 据置期間3か月(防災対策及びアスベスト対策は6か月)を含みます。
返済方法	元金均等月賦償還

取扱金融機関

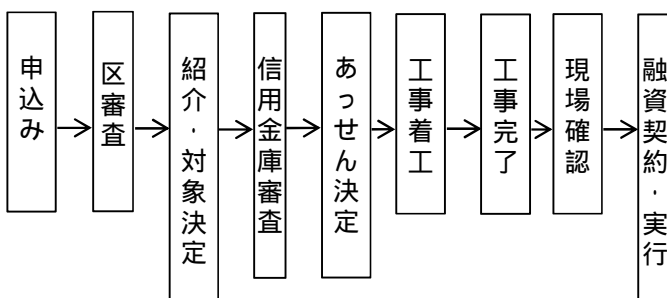
朝日信用金庫			
押上支店	3624-8241(業平3-5-8)	本所支店	3624-1411(石原1-41-8)
向島支店	3624-2411(向島3-23-8)	八広支店	3616-7171(八広2-46-8)
立川支店	3634-1211(立川1-4-10)	東向島支店	3619-4311(東向島4-43-9)
城北信用金庫			
墨田支店	3612-2118(八広4-3-4)	吾嬬町支店	3613-1501(八広3-37-3)
東京シティ信用金庫			
押上支店	3625-3141(業平2-14-4)	菊川支店	3633-1217(菊川3-16-17)
東京東信用金庫			
本店	3611-0131(東向島2-36-10)	本所支店	3623-7111(石原4-18-5)
吾嬬支店	3611-4141(京島3-68-8)	八広支店	3616-0181(八広1-32-7)
押上支店	3613-1241(文花1-7-4)	両国支店	3621-5611(両国4-35-9)
駒形支店	3624-0511(東駒形3-19-8)	錦糸町支店	3622-2131(太平3-3-8)
隅田支店	3611-3177(墨田3-41-12)		
東京ベイ信用金庫			
城東営業部	3685-2311(江東区大島4-7-1)		
小松川信用金庫			
本店営業部	3617-1201(江戸川区平井6-23-23)	中平井支店	3611-6011(江戸川区平井6-51-18)

申込みに必要な書類

- |               |                      |                 |
|---------------|----------------------|-----------------|
| 申込書(第1号様式)    | 誓約書(第1号様式の2)         | 工事計画書(第1号様式の3)  |
| 工事見積書         | 土地・家屋の登記事項証明書(1)     |                 |
| 承諾書(第2号様式: 2) | 住民票                  | 前年度の区民税完納証明書(3) |
| 建築確認済書(4)     | 身体障害者手帳または愛の手帳の写し(5) |                 |
- 確定申告書または源泉徴収票

- 1 東京法務局墨田出張所へ請求してください。
- 2 借家、借間または借地の場合、所有者からの承諾書が必要です。
- 3 区税務課職員が確認後、申込書(第1号様式)の住民税等証明欄に記入します。
- 4 建築確認申請を義務付けられている工事を行う場合のみ必要です。
- 5 特別融資あっせんの区分で申し込みをされる方のみ必要です。

申込みから融資実行まで



工事着工前に申し込んでください。  
あっせん対象者決定通知書を持って、信用金庫と融資の相談をしてください。  
信用金庫にて融資の審査をします。  
区からあっせん結果通知書を送付します。  
あっせん結果通知書受領後、1か月以内に着工し、工事着工届を区へ提出してください。  
工事完了届を区へ提出してください。  
区の職員が確認に伺います。  
信用金庫にて融資契約等の手続きをしてください。